

SMILE

☆ 今月も笑顔(スマイル)でスタート

2月号 Vol. 84

今月の SMILE

“パンデミック”から“エンデミック”へ！

まいど おおきに！

中国では今年、1月31日から2月6日までが春節休みでした。皆様、春節のお休みはいかがでしたか。春節といえばちょっと前までは、爆竹がバンバンなっていたにぎやかでしたが、その爆竹が禁止になって静かになりましたが、2020年からのコロナ禍で、さらに静けさも増し加わった感じがします。あの爆竹のにぎやかさとその後の爆竹の残骸の赤い紙が地面にあちこちに残っている風景がなつかしく思います。

2022年1月18日に国家統計局が発表した2021年度の中国GDP年度数値は8.1%でした。8.1%という数値は高いようにみえますが、四半期ごとにみると、1QTRが世界がまだコロナ禍にある中、ゼロコロナ対策の中国が輸出で独り勝ちの状況で18.3%でしたが、その後、世界のサプライチェーンが回復していく中で2QTRが7.9%、3QTRが4.9%、そして恒大集団の債務問題に端を発した不動産セクターの売上減少もあって4QTRが4.0%となり、8.1%よりも今後の景気動向の方が注目されます。そして中国人民銀行は、2021年12月15日に、銀行を対象に預金準備率を0.5ポイント引き下げ1兆2000億元(約21兆円)の流動性を供給することにし、かつ同月20日には2020年4月以来1年8カ月ぶりに銀行の貸出金利の指標となる最優遇貸出金利の1年物を5ベーシスポイント(bp)引き下げました。これは景気減速にならないようにの措置だと思えます。次章の経済のところでも触れていますが、PPIは前年同月比10.3%であるのに対して、CPIは1.5%であり、まだまだ大きな乖離があります。CPIの今後の動きが気になります。

一方、インフレ率が7.1%に達している米国では、アメリカの中央銀行であるFed(連邦準備制度)は1月26日に、政策金利の維持(3月から利上げ予定)という市場が予め予想した内容に加え、量的引き締め(バランスシート縮小)も言及しました。量的引き締めは、中央銀行が保有する債券の量を減らすことで市場から資金を吸い上げる政策なので、3月以降の利上げプラス量的引き締めは、世界の株価に対して、大きな影響(下落)を及ぼすことが予想されます。

このように2022年は世界経済にとって試練の年となるかもしれません。この試練の年にプラス要因があるとしたら、なんといってもコロナからの脱却だと思います。その兆しとして、英国が新しい流れをつくる挑戦をしています。ジョンソン首相は、オミクロン株がワクチン接種者の重症化例が少ないとされることから、新型コロナはパンデミック(感染症の世界的な流行を指す)からエンデミック(ヒトが共存できる風土病)に変わったので、そのため英政府はコロナ対策を、法的な強制から、人々が政府の忠告を受けつつ自分で慎重に判断するものへと変えることにした旨を発表しました。2022年を明るくするには、まずはパンデミックからエンデミックに変わった、という声の世界のあちこちで多く上がることが起点となるかもしれませんね。

では今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう！



中国経済情報

マクロ経済情報

中国PPI、12月は前年比+10.3%に鈍化 原材料価格抑制策で

国家統計局が1月12日に発表した昨年12月の生産者物価指数(PPI)は、前年同月比10.3%上昇となり、伸び率は11月の12.9%から鈍化し、市場予想でも下回った。政府による原材料価格の抑制策が効果を表した。

消費者物価指数(CPI)は前年同月比1.5%上昇し、伸び率は11月の2.3%から鈍化した。市場予想の1.8%上昇も下回った。

CPIは2021年は0.9%上昇し、20年の2.5%上昇から鈍化した。

中国経済が減速し、不動産企業の債務問題や新型コロナウイルス感染拡大など2022年に入っても逆風が続く中、インフレ鈍化は一段の金融緩和に動くと思われる。

最近の世界的なオミクロン変異株感染拡大を受け、コロナ対策も景気の先行きに影を落としている。

詳細については、下表をご覧ください。

2021年12月份的居民消费价格(CPI)变动情况
(2021年12月消費者物価指数「CPI」変動情況)

(中国語)	(和訳)	12月		1~12月
		先月と比較 増減幅(%)	去年同月比較 増減幅(%)	去年同月比較 増減幅(%)
居民消费价格	消費者物価指数	-0.3	1.5	0.9
其中: 城市	その内、都市部	-0.3	1.6	1
农村	農村部	-0.3	1.2	0.7
其中: 食品	その内、食品	-0.6	-1.2	-1.4
非食品	非食品	-0.2	2.1	1.4
其中: 消费品	その内、消费品	-0.4	1.5	0.9
服务	サービス	0	1.5	0.9
其中: 不包括食品和能源	その内、食品とエネルギーを含めない	0	1.2	0.8
分类別	類別区分			
一、食品烟酒	一、食品、タバコと酒	-0.3	-0.1	-0.3
粮食	糧食	0.6	2	1.1
食用油	油脂	0.4	6.4	6.9
鲜菜		-8.3	10.6	5.6
畜肉类	畜の肉類	0.5	-22.2	-17.2
其中: 猪肉	その内、豚肉	0.4	-36.7	-30.3
牛肉	牛肉	0.3	1.3	3
羊肉	羊肉	0.6	0.4	5.3
水产品	水産品	0.3	7.9	9.4
蛋类	卵	-1.8	12.7	10.8
奶类	ミルク類	0.4	1.4	1.8
鲜果	新鮮フルーツ	3.4	4.8	2.8
烟草	タバコ	0.1	1.6	1.2
酒类	酒	0	2.1	2.1
二、衣着	三、衣類	0.1	0.6	0.3
服装	服装	0.1	0.7	0.4
鞋类	靴	0.2	0.1	-0.2
三、居住	八、居住	-0.1	1.6	0.8
住房租金	住宅家賃	-0.2	0.7	0.4
水、电、燃料	水、電気、燃料	-0.2	3.9	1.8
四、生活用品及服务	四、家庭用機器および保守サービス	0.3	0.8	0.4
家用器具	家電機器	0.6	2	0.8
家庭服务	家庭サービス	0.6	3.4	2.7
五、交通和通信	五、交通と通信	-1.3	5	4.1
交通工具	交通機関	0	1	-0.5
交通工具用燃料	交通工具用燃料	-5.2	22.5	17.1
交通工具使用和维修	交通工具の使用とメンテナンス	0.2	1.8	1.5
通信工具	通信ツール	-0.1	-4.3	3.5
通信服务	通信サービス	0	-0.3	-0.3
邮递服务	郵便サービス	0	0.1	-0.1
六、教育文化和娱乐	七、教育・文化と娯楽	0	3.1	1.9
教育服务	教育サービス	0	2.7	2.2
旅游	旅行	0	7.5	1.4
七、医疗保健	五、医療保健	0	0.7	0.4
中药	漢方薬	0.1	1.8	1.7
西药	西洋薬	-0.2	-1	-1.1
医疗服务	医療サービス	0.1	1.1	0.8
八、其他用品及服务	六、その他用品とサービス	-0.1	-0.5	-1.3

2021年12月工业生产者价格（PPI）主要数据
 (2021年12月生产者价格指数「PPI」变动情况)

(中国語)	(和訳)	12月		1~12月
		先月と比較 増減	去年同月と 比較増減	去年同月と 比較増減
		(%)	(%)	(%)
一、工业生产者出厂价格	一、工業品生産者出荷価格	-1.2	10.3	8.1
生产资料	生産手段	-1.6	13.4	10.7
采掘	採掘	-6.8	44.2	34.4
原料	原料	-1.7	19.7	15.8
加工	加工	-0.9	8.2	6.6
生活资料	消費資料	0	1	0.4
食品	食品	0.1	1.4	1.4
衣着	衣料品	-0.3	1	-0.2
一般日用品	一般的な日用品	0.1	1.4	0.5
耐用消费品	耐久消費財	-0.1	0.4	-0.6
二、工业生产者购进价格	二、工業品生産仕入れ価格	-1.3	14.2	11
燃料动力类	燃料動力類	-3.8	35.5	20.5
黑色金属材料类	黒金属材料	-2.2	14	20.3
有色金属材料和电线类	非鉄金属材料と電線類	-1.4	19	20.9
化工原料类	化学原料類	-1.7	20.5	15.1
木材及纸浆类	木材及びパルプ	0.1	7.7	5.6
建筑材料及非金属类	建築材料及び非金屬類	-0.5	13	5.5
其它工业原材料及半成品类	その他工業原材料及び半製品類	-0.3	4.5	3.3
农副产品类	農業副産物	0.5	2.4	4.4
纺织原料类	紡織原材料類	0.8	10.2	5
三、主要行业出厂价格	三、主要な業界の出荷価格			
煤炭开采和洗选业	石炭採掘と水洗いと選鉱業	-8.3	66.8	45.1
石油和天然气开采业	石油と天然ガス採掘業	-6.9	45.6	38.7
黑色金属矿采选业	黒色金屬鉱物採掘業	-8.7	-2.6	31
有色金属矿采选业	非鉄金屬鉱物採掘業	0.5	12.3	13.1
非金属矿采选业	非金屬鉱物採掘業	0.9	7.1	3.1
农副食品加工业	農業の食品加工業	-0.1	2.4	3.9
食品制造业	食品製造業	0.7	4.2	1.8
酒、饮料和精制茶制造业	酒、飲み物と精製茶製造業	0	0.8	1.6
烟草制品业	タバコ製品業	0.3	0.9	0.6
纺织业	紡績業	-0.1	8.8	4.1
纺织服装、服饰业	紡織の服装、アパレル業	-0.4	0.6	-0.1
木材加工和木、竹、藤、棕、草制品业	木材加工や木、竹、藤、シュロ製造業	-0.3	3.1	1.4
造纸和纸制品业	紙と紙製品業	-0.1	6.3	4.9
印刷和记录媒介复制业	印刷や記録媒体コピー業	0.1	1.5	0.5
石油加工、炼焦和核燃料加工业	石油加工、コークスと核燃料加工業	-6.3	36.4	28.2
化学原料和化学制品制造业	化学原料と化学製品の製造業	-2.1	23.8	19.1
医药制造业	医薬品の製造	0.1	0.1	-0.4
化学纤维制造业	化学繊維製造業	-3.1	18.4	16.1
橡胶和塑料制品业	ゴム、プラスチック製品業	-0.3	5	3.2
非金属矿物制品业	非金屬鉱物製品業	-1.4	11.1	3.7
黑色金属冶炼和压延加工业	黒色金屬精錬と圧延加工業	-4.4	21.4	28.5
有色金属冶炼和压延加工业	非鉄金屬を製錬すると圧延加工業	-1.4	20	22.7
金属制品业	金屬製品業	-0.2	9.4	6.7
通用设备制造业	汎用設備製造業	0.1	2.9	1.4
汽车制造业	自動車製造業	-0.2	0.3	-0.4
铁路、船舶、航空航天和其他运输设备制造业	鉄道、船舶、航空宇宙およびその他運輸設備製造業	-0.3	1.3	0.6
计算机、通信和其他电子设备制造业	コンピュータ、通信やその他の電子設備	-0.3	1.6	-0.1
电力、热力生产和供应业	電力、熱生産や供給業	3	4.8	0.2
燃气生产和供应业	ガスの生産や供給業	5.3	12.5	5.1
水的生产和供应业	水の生産や供給業	0.2	1.5	1.1

ここ5年間の消費者物価指数(CPI)と生産者物価指数(PPI)の推移



中国、貿易黒字過去最高 21年の輸出は3割増

税関総署が1月14日発表した2021年通年の貿易統計(ドル建て)によると、輸出から輸入を差し引いた貿易黒字額は6,764億ドル(約77兆円)だった。黒字額は前年から約3割増え、過去最大を記録した。新型コロナウイルス禍からの経済再開が進む欧米向けに支えられ、中国の輸出は好調に推移した。

中国の貿易黒字が過去最高を更新するのは15年以来6年ぶりとなる。輸出は前年比29.9%増の3兆3,639億ドルで、伸び率はリーマン・ショック直後の10年以來の大きさだった。輸出では、自動車やパソコンなどが伸びている。一方で、需要が一巡したとみられるマスクなどの紡績品は約6%減だった。

東南アジアで新型コロナのワクチン接種が遅れ感染拡大に直面しサプライチェーン(供給網)が打撃を受ける中、中国からの出荷に対するニーズが世界的に高まったことも輸出拡大に寄与した。

輸入は30.1%増の2兆6,875億ドルだった。プラスは3年ぶり。原油や鉄鉱石は金額ベースで2桁の伸びを達成する一方で、数量ベースではマイナスだった。原材料価格の高騰が輸入額を押し上げた側面がある。輸出と輸入を合わせた貿易総額は30.1%増の6兆514億ドルで初めて6兆ドルの大台を突破した。

対米貿易黒字額は3,966億ドルで、前年から約25%増加した。今後、米側が貿易不均衡に対して不満を強める可能性がある。対日貿易は397億ドルの赤字だった。

税関総署の李魁文(りかいぶん)報道官は1月14日の記者会見で、世界の感染状況が依然として厳しいことなどを挙げて「貿易が直面する不確定、不安定、不均衡な要素は多くなっている」と先行きについて慎重な見方を示した。

会計・税務情報



納税信用評価・修復の関連事項に関する公告

税収環境を最適化し、納税者に即時、規則違反・信用喪失行為を是正するため、2021年11月15日に、国家税務総局は「納税信用評価・修復関連事項に関する公告」(国家税務総局公告2021年第31号)を公布しました。2022年1月1日から施行されます。

その主な内容は以下の通りです。

1. 深刻な信用喪失行為や破産更生企業に対する納税信用修復状況を新たに追加した。
次の条件のいずれかに該当する納税者は、管轄税務機関に納税信用修復を申請することができる。

- ① 破産企業やその管理人が再生・和解手続き中において、法に従い税金、滞納金、罰金を納付し、関連納税信用喪失行為を是正した場合。
- ② 重大な税収違法により信用喪失主体に確定され、納税信用がD級と直接判定された納税者で、信用喪失主体の情報を国家税務総局の関連規定に基づき公布しない、又は公布を停止し、申請前に12ヶ月連続して納税信用喪失行為を新たに記録されていない場合。
- ③ 納税信用D級の納税者の直接責任者が登録登記又は経営を担当しており、納税信用関連評価がD級である納税者で、申請前に6ヶ月連続して納税信用喪失行為を新たに記録されていない場合。
- ④ その他の信用喪失行為により納税信用がD級と直接判定された納税者で、既に納税者の信用喪失行為を是正し、税収法律責任を履行し、申請前に12ヶ月連続して納税信用喪失行為を新たに記録されていない場合。
- ⑤ 前年度に納税信用がD級と直接的に判定され、本年度の納税信用がD級と留保された納税者で、既に納税信用喪失行為を是正し、税収法律責任を履行し、又は信用喪失主体の情報が既に国家税務総局の関連規定に基づき公表しない、又は公表を停止し、申請前に12ヶ月連続して納税信用喪失行為を新たに記録されていない場合。

2. 納税信用修復のプロセスを明確にした。

当該公告のより、納税者は納税信用修復条件に満たした場合、「納税信用修復申請表」を記入した上で、現在の納税信用評価結果に対して管轄税務機関に納税信用修復を申請することができる。税務機関が納税者の納税信用状況を審査し、「納税信用修復の範囲及び基準」に基づき相応の納税信用評価指標の点数や状態を調整し、納税者の納税信用ランクを再評価する。

3. 2021年度の納税信用評価から、税務機関が「首違不罰(初回違反に対し罰則を科さない)」の関連規定に基づき、納税者に行政処罰を行わない場合、関連記録を納税信用評価に反映しないことが明確化した。

本公告の原文については下記国家税務総局のウェブサイトをご参考ください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810825/c101434/c5170720/content.html>

企業会計準則第14号-収益(改訂)について 第16回(最終回) 開示

前月号では、新収益基準の第6章の「表示」を取り上げました。今月号は最終回で、第6章の「報告」を取り上げます。今月号では、第42条を解説します。

「新収益基準第42条」の条文内容

「42条:企業は、注記の中で、収益に関連する以下の情報を開示しなければならない。

- (1) 収益の認識および測定に用いた会計方針、収益認識の時期及び金額を決定する上での重要な判断並びにこれらの判断の変更(履行進捗の確定方法及びその方法を採用した理由など)、取引価格の決定において顧客が移転された財貨の支配を獲得した時点の評価することに関連する判断、取引価格に含まれる変動対価の見積り、取引価格の配分および顧客に対する予想払戻金など類似の債務の測定に使用される方法、入力値及び前提条件等。
- (2) 契約に関連する以下の情報:
 1. 顧客との契約から生じる収益、当該収益の主要なカテゴリー別(商品の種類、事業地域、市場または顧客の種類、契約の種類、商品の移転時期、契約期間、販売チャネルなど)の内訳および当該内訳と各報告セグメントの収益との関連等を含む当期の収益の認識に関連する情報。
 2. 顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債の期首および期末帳簿価額、当該債権および契約資産に関して認識した減損、契約負債の期首帳簿価額に含まれる当該期間に認識した収益、前期に履行した(または一部履行した)履行義務で当期に調整した収益、履行義務の時期と通常の支払時期との関係、およびそのような要因が契約資産および契約負債の帳簿価額に与える影響に関する定量的または定性的情報、期間中に発生した契約資産および契約負債の帳簿価額の重要な変動等を含む債権、契約資産および契約負債の帳簿価額に関する情報。

3. 履行義務の通常の履行時期、重要な支払条件、企業が承諾した移転する商品の性質(企業が代理人として活動しているかどうかの説明を含む)、企業が承諾した顧客への返却が見込まれる支払いなどの同様の義務、品質保証の種類と関連する義務等を含む履行義務に関する情報。
 4. 期末時点で未履行(または一部未履行)の履行義務に配分された取引価格の総額、上記金額の収益としての認識時期に関する定量的または定性的情報、取引価格に含まれない対価(変動対価等)の金額等を含む残存する履行義務に配分された取引価格に関する情報。
- (3) 契約コストに関連する資産の金額を決定する際に行った判断、当該資産の償却方法、当該資産の主要なカテゴリー(契約を得るために発生したコスト、契約を履行するための初期活動で発生したコスト等)ごとに開示された期末帳簿価額、当期に認識した償却額及び減損損失の額等を含む契約コストに関連する資産に関する情報。
- (4) 企業は、本基準第 17 条に基づき、顧客が商品に対する支配を獲得してから代金を支払うまでの期間が 1 年を超えないと見込まれるため、契約における重要な金融要素の存在を考慮していないこと、又は本基準第 28 条に基づき、契約取得費用の償却期間が 1 年を超えないと見込まれるため、発生時に当期の損益に計上していることを開示しなければならない。」となっています。

今回の号をもって、企業会計準則第 14 号-収益(改訂)は終了となります。有難うございました。

法務情報

「ネットワークデータ安全管理条例(意見募集稿)」のポイント解説



1. はじめに

2021 年 11 月 14 日、国家インターネット情報弁公室が「ネットワークデータ安全管理条例(意見募集稿)」(中国語: 网络安全管理条例(征求意见稿))。以下、「条例」というを公布し、意見募集を行った。中国のサイバーセキュリティ・データ安全分野における主要な上位法である「サイバーセキュリティ法」(中国語: 网络安全法)、「データセキュリティ法」(中国語: 数据安全法)及び「個人情報保護法」が施行された後、「条例」はサイバーセキュリティ・データ安全分野において初めて公開で意見募集が行われた行政法規であり、また、これらの上位法を受け継ぎ、さらに具体化したものとなっている。本稿では既存の上位法の関連規定を踏まえ、「条例」の重要な内容を簡潔に紹介したい。

2. 「条例」に定められた重要な定義

(1) ネットワークデータ

「条例」では、「ネットワークデータ」の定義について、「あらゆる電子方法による情報の記録をいう」(73 条 1 号)と定めている。「データセキュリティ法」における「データ」の定義(「データセキュリティ法」3 条: 本法にいうデータとは、あらゆる電子的又はその他の方法による情報の記録をいう)を基礎としつつ「その他の方法で記録された情報」という文言を削除し、また、「サイバーセキュリティ法」における「ネットワークデータ」についてのネットワークを媒体とする定義(「サイバーセキュリティ法」76 条 4 項: 「ネットワークデータ」とは、ネットワークを通じて収集、保存、伝送、処理され、及び生じた各種の電子データをいう)とも異なり、電子化という形式上の特徴をより重要視している。

(2) データ取扱者

「データセキュリティ法」では「データ取扱者」の法的定義について明確には定めていなかったが、「条例」では「データ取扱者」を「データ取扱活動において自主的に取扱目的及び取扱方法を決定する個人及び組織」(73 条 5 号)と定義している。

この定義を踏まえると、「データ取扱者」への該当性は、データ取扱行為を行う主体のデータそのものに対するコントロール力、影響力及び決定的な地位を実質的に判断すると解釈される。そのため、企業が自主的に取扱目的及び取扱方法を決定しているか否かを判断するにあたり、企業が顧客との契約において自社の「身分」を明確にしているか否かを考慮する必要があるほか、企業内部でのデータ取扱い、外部とのデータ共有、上場など様々な場面においてその持分構造、意思決定メカニズムなどを検討する必要があると思われる。

(3) 重要データ

「重要データ」の範囲は、これまでも多くの議論がなされていたが、「条例」において「重要データ」の法規面での正式な定義が設けられ、「一旦、改ざん、破壊、漏洩又は違法な取得、違法な利用が行われると、国の安全、公共利益を損なう恐れのあるデータをいう」と定められている(73条3号)。また、輸出管理データ、重要情報インフラ・通信・エネルギーなどの重点業界分野のデータ、高い精度/規模に達する国の基礎データなどを含む典型的な「重要データ」の類型も挙げられ、さらに「その他、国の政治、国土、軍事、経済、文化、社会、科学技術、生態、資源、核施設、海外利益、生物、宇宙、極地、深海などの安全に影響を及ぼす可能性のあるデータ」という包括的な規定も定められている。ここからわかるように、「重要データ」の範囲は広く設定されている。

また、「データセキュリティ法」の要求に基づき、「各地区、各部門は、データ分類・等級区分保護制度に従い、当地区、当部門及び関連業界・分野の重要データの詳細な目録を確定する」とされている。

これを受けて、「条例」の公布は、今後、各地区及び各部門における重要データ目録の制定に際しての指針を示すものと思われる。

3. 「条例」の適用範囲と規制の対象

「条例」2条によれば、その適用範囲には、主に中国法域内(以下、「域内」という。中国語:境内)及び中国法域外(「域外」とは一般に、中国の香港・マカオ・台湾地区の法域を含む中国の法域外を意味する。中国語:境外)で行われるデータ取扱行為という二つの部分が含まれる。なお、上位法との一致性を保つため、「条例」は個人や家庭内の問題などの自然人が行うデータ取扱行為は適用範囲から排除するとしている。

(1) 域内での「ネットワークを利用した」データ取扱行為

域内の適用範囲について、まず、「データセキュリティ法」2条の規定と比較すると、「条例」2条では、域内でのデータ取扱行為に対する監督管理の範囲を明確に「ネットワークを利用して」行うデータ取扱行為という特定の状況に限定している。「ネットワークの利用」というこの制限的条件が、一般的にいう公開のインターネットや情報システムを利用してデータを扱う状況に限られるのか、「サイバーセキュリティ法」76条の定義を踏まえると、「ネットワーク」とは、コンピュータその他の情報端末及び関連設備により構成され、一定の規則及びプログラムに従い情報の収集、保存、伝送、交換及び処理をするシステムをいうとされており、ここでいう「ネットワーク」とは、狭義のインターネット(Internet)のほか、広義のクローズドなLAN及び工業制御システムも含まれると解される。

規制の対象について、国内においてネットワークを構築、運営、メンテナンス及び使用する「ネットワーク 運営者」が含まれる可能性があり、さらに自らネットワークデータ取扱行為の目的、方法を決定しうる「データ取扱者」も含まれると解される。

(2) 「条例」の域外適用の効力

域外適用の事由について、「条例」2条2項では、「個人情報保護法」3条2項に定める二つの域外適用の事由(すなわち、「域内の自然人への製品又はサービスの提供を目的とすること」、「域内の自然人の行為の分析、評価を行うこと」という二つの事由である)を踏襲し、「域内への製品又はサービスの提供を目的とすること」、「域内の個人、組織の行為の分析、評価を行うこと」と定めている。また、「データセキュリティ法」2条2項(「データセキュリティ法」2条2項:国外においてデータ取扱活動を実施し、国の安全、公共の利益又は国民、組織の合法的な権益を損害した場合には、法により法的責任を追究する)の規定を参照したうえ、「域内の重要データの取扱いに関わる」ことを新たな事由として規定に加えている。これは、域外で国内の重要データを取り扱う行為そのものの客観的、潜在的な安全面でのリスクを考慮したものである。

このほか、「データセキュリティ法」に定めるその他のデータ取扱行為により国の利益、社会公共の利益又は国民、組織の合法的な権益を損害した場合については、「条例」2条2項4号の「法律、行政法規に定めるその他の事由」に包括されている。

4.「条例」の基本的規則と重点問題

(1) ネットワークデータの安全管理に関する企業のコンプライアンス義務

「条例」では、その他の既存法令におけるデータ取扱者の各種のコンプライアンス義務について、全面的かつ詳細な規定を設けており、データ取扱者がコンプライアンス業務を遂行するための具体的な指針を提供している。下表のとおり、関連データ取扱者が履行すべき記録、評価、審査、報告、監査及び届出などの各種の様々な類型のコンプライアンス義務に関する規則、要求を示している。

コンプライアンス義務		対応する条項
記録義務	個人情報及び重要データに関する日誌の記録	12 条(3)号
	データの越境移転に関する日誌の記録	39 条(6)号
評価義務	データ安全事件の影響評価	11 条 2 項(2)号
	自動化収集に関する評価	17 条
	バイオメトリクスの収集に関する評価	25 条
	データ安全評価	32 条
	クラウドサービスの購買評価	34 条
	データ越境移転安全評価	37 条
	インターネット・プラットフォーム規則の修正に関する評価	43 条
	新規データ処理技術に関する評価	54 条
審査義務	ネットワーク安全審査	13 条
報告義務	データ安全事件に関する報告	11 条 2 項
	海外機構に関する報告	13 条 2 項
	会社の組織変更後のデータ取扱に関する報告	14 条
	データの越境移転に関する報告	40 条
監査義務	インターネット・プラットフォームの監査	53 条
	個人情報保護に関する監査	58 条
届出義務	重要データに関する届出	29 条



このほか、「条例」に定められた国外の研究開発センターに関する報告義務、並びに人工知能、深度合成についての新規データ処理技術に関する評価義務などは、目下の科学技術社会の発展における注目の課題に一定程度対応したものだと思われ、今後の法執行作業のために十分な余地を残したものだといえる。

(2) ネットワーク安全審査の申請に関する要求

「条例」13 条によると、海外での上場に関し、「百万人以上の個人情報を取り扱うデータ取扱者が国外で上場するとき」及び「データ取扱者が香港にて上場し、国の安全に影響するとき又は影響する恐れがあるとき」という 2 つのケースのいずれかに関わる場合には、国の関連規定に従い、ネットワーク安全審査を申請しなければならない。規定の執行という面において、当該条項はネットワーク安全審査の申請をすべき具体的な事由について定めており、かつ、これまで国外で上場する際に履行が必要であったネットワーク安全、データ安全 義務に関して存在した疑問に回答するものとなっている。

海外での上場に加え、「条例」では、さらに「大量のデータ資源を集め、掌握するインターネット・プラットフォームの運営者が合併、再編、分割を実施することにより国の安全に影響する又は影響する恐れがあるとき」、及び包括条項の「その他の国の安全に影響する又は影響する恐れのあるデータ取扱活動」という 2 つの 申請事由を定めており、いずれもネットワーク安全審査の申請が必要となる。

(3) データ分類分級保護制度に対する再度の言明

データ分類分級保護制度について、「条例」は、その 5 条において、「国は、データ分類・等級区分保護制度を確立する。国の安全、公共の利益又は個人、組織の合法的な権利・利益に対するデータの影響及び重要性の程度に基づいて、データを一般データ、重要データ、核心データに分け、異なる等級のデータには異なる保護 措置を講ずる」と定めている。この制度は、主にデータ取扱行為のリスクの程度と安全管理措施の水準との均衡に着目している。「条例」は、データ分類分級保護制度を総則における 1 つの条項として再度言明しており、基本的規則としてのその位置づけと重要性を見て取ることができる。

(4)個人情報保護に関する多くの実務上の監督管理経験をまとめて法規として形成

「条例」の第三章では、個人情報保護に適用する規則を独立的に定めている。これらの具体的な規則は、「個人情報保護法」の関連規定との整合性を図り、かつ細分化を行い、さらに様々な行政法執行の実務的要求を提示している。なかでも App に関する個人情報保護の監督管理分野における成熟した手法は、「条例」において合理的に吸収され、採用されている。

個人情報取扱規則の表示方法について、「条例」では、さらに「個人情報取扱規則は集中的に公開で表示すること」、「アクセスしやすく目立つ位置にあること」と定め、そのうえで「内容は明確かつ具体的で、簡明で分かりやすく、系統的かつ全面的であること」と規定しており(20 条)、これまでの「App において違法に規則に反して個人情報を収集、使用する行為の認定方法」の規定を受け継いでいる。実務上、個人情報取扱規則は多くがプライバシーポリシーの形式で表示されているが、個人情報取扱者においては、「条例」の要求に従い、App のクライアント端末やウェブサイトでのプライバシーポリシー文章の表示方式をさらに調整することも考えられる。

また、「条例」21 条 3 号に新たな規定が加わり、個人の同意に関して紛争が存在するとき、データ取扱者が举证責任を負うと定められた。そのため、データ取扱者は、個人の同意を取得するルートと方法について、十分な法的根拠を備え、同意の有効性及び合法性を証明できるようにしておかなければならない。データ取扱者が個人の同意を求めるときには、事前に内部で合法性に関する検証を十分に行い、関連する授權方法が法令の要求に適合しているか確認したうえで、個人の同意取得の関連証拠を適切に保管することが望まれる。

5. 「条例」が定める法的責任

「条例」の罰則部分は、主に上位法の枠組みの中にあり、法令に違反し、データの安全を害し又はそれに影響を与えるデータ取扱行為について、行政責任の面で詳細化・具体化を行う規定が設けられた。詳述すると、

- ①データ取扱者によるデータ安全保護義務の不履行
- ②データ取扱者によるデータ越境移転安全管理関連規定への違反
- ③重要情報インフラ運営者による関連法令への違反
- ④インターネット・プラットフォーム運営者による関連法令への違反

これら 4 つの対象・事由を重点として行政法規上の処罰規定が定められた。また、「条例」は、データ取扱者が関連する行為のために負うべき民事責任、治安管理处罰責任及び刑事責任についても示唆的な規定を定めている。

6. おわりに

全体を総じて、「条例」は主に、「サイバーセキュリティ法」、「データ安全法」及び「個人情報保護法」これら 3 つの上位法の重要な関連法令として、法律上の関連する要求・規定につき行政法規のレベルでの具体化と展開を行い、若干の重要概念の整理・区別をし、サイバーセキュリティ・データ安全分野における特定の問題を明確化するとともに、同分野における規則体系を段階的に形成している。これら 3 つの上位法を統合する行政法規として、「条例」は、公開意見募集の後、さらに国务院の審議を経て初めて正式に成立することとなる。ネットワークデータ取扱行為と関わる多くの日系企業においても、「条例」の進展と法執行の動向に引き続き注意を払い、関連するネットワークデータ取扱の方針・行為を適時に調整することが望まれる。

情報提供: 金杜律师事务所





ナニワのおっちゃん経営道！
《新コーナー》 社会人・企業人としての「ものの見方・みえ方」について語る！

第79回 : 「アホ上司、部下を “自分の気分” で怒るだけ怒って、気分が晴れたら “ほっ” として・・・、これで “部下の心” に何かが伝わりますか？？
怒るのは、“自分” のため？ “部下” のため？？」

部下が自分の思うように行動してくれない時に、部下をみんなの前で大声出して怒る上司、よくいますよね。もしあなたが上司なら、決して自分の気分(腹立ちまぎれ)で、部下を叱らないでください。大きな声で、相手を叱ったら、きっとあなたの気分は爽快でしょう。ところが、部下には叱った内容は一切伝わらず、その場には、“叱られた！”・・・という、部下の“イヤな気分”だけが、あとあとまで残ります。

上司のあなた、部下を叱るときは、感情的にならず、まず一呼吸してから、“相手(部下)のためを思う心で、冷静に、その内容をつたえてください。きっと、部下は、素直な心で、感謝の気持ちで、あなたの叱責を受け止めて、次に改めてくれることでしょう！お互いに「成果」があってこそその上下関係でしょから・・・。

お問い合わせは
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司
〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号
上海国際貿易中心 2415 室
TEL: +86-21-6407-0228 FAX :+86-21-6407-0185
E-mail: info@shmydo.com URL: <http://shmydo.jp>